

巻 頭 言

すべての人々の尊厳を大切にできる社会へ

2010年9月4日、北海道医療大学札幌サテライトキャンパスにおいて、北海道医療大学看護福祉学部学会の会員の学術的研鑽および交流をはかることをめざして第7回目の学術大会が開催されました。今回は、メインテーマを「身体拘束から、人々の尊厳を考える」とし、講演会やシンポジウムなどのプログラムにより開催されました。

身体拘束は多くの場合、医療や福祉の現場で“安全確保”を理由に行われていますが、それは本当に必要不可欠な場合にのみ限定的に実施され、安易な身体拘束は行われていないのでしょうか。

2003年に中部地方の医療機関において、身体拘束をされていた患者（当時80歳、2006年に死亡）が拘束によって不当な苦痛を受けたとして損害賠償訴訟を提起し、一審は原告が敗訴しましたが、2008年9月の二審で「患者の同意がない拘束は違法」として、原告の訴えを認めた判決がありました（本人死亡後は子が訴訟を承継）。しかし最高裁は、2010年1月26日、「転倒、転落により患者が重大な傷害を負う危険を避けるため緊急やむを得ず行った行為」として、再び原告敗訴の判決を下しました。とくに同判決の中で、「負傷防止などのため必要やむを得ない事情がある場合のみ許される」と初めて判断したことは、医療機関等に身体拘束の実施に関して、より慎重な対応を求めているといえましょう。結果的に医療機関側に責任はないという判決でありましたが、この一連の動きは、社会的に大きな反響を呼びました。詳細については割愛いたしますが、この最高裁判決を歓迎する意見がある一方、身体拘束廃止のための立法化を進める運動をしているグループもあります。

周知のとおり、介護保険施設等については明確な身体拘束禁止規定があり、厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（2006年4月）」によると、「身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えると同時に、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます」と指摘されています。また、アメリカで公表されている高齢者虐待の定義に「高齢者虐待には身体拘束も含まれる」というものが少なくありません。

身体拘束が行われる背景の一つに、医療現場や介護現場における脆弱なマンパワー体制があることは否めませんが、身体拘束という人々の自由な行動を制限することが、ともすると重大な権利侵害につながる可能性があることを関係者は肝に命ずべきであるものと考えます。

本学術大会で講演をお願いした、中川翼先生（定山溪病院院長）は、講演の最後に次のように述べられました。「①身体拘束廃止は人の尊厳を守ること。②拘束廃止は、良いケア（看護・介護）のスタート。③拘束廃止の考え方は、介護保険対象の施設等だけでなく、医療保険対象の病床にも相通じる。」

介護が必要であるか否かを問わず、自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重され、尊厳ある生活を営むことは、私たちにとって当然の権利であると考えます。たとえば認知症などにより自分だけでは意思決定や判断能力に障害がある場合においても、成年後見制度などの適切な活用により、それらの人々の最大限の利益が追求されるべきものと思います。

関係する皆様におかれましては、日頃の実践の中で当然に患者や利用者の人権尊重を重視した努力をなさっておられることと思いますが、それらの理念と価値をさらに社会的にも広めていただく活動に取り組んでいただくことを強く期待いたします。

北海道医療大学看護福祉学部学会
第7回学術大会長 石川 秀也